

平成29年度

月例労働相談

ご存じですか？労働委員会 ～ 雇用のトラブルまず相談 ～

滋賀県労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合・労働者と使用者との紛争を解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。

当委員会では、今年度、下記の日程により「月例労働相談」を行います。労働問題に詳しい労働委員会委員が、皆様からの相談をお受けし、アドバイスを行います。

- ★労働委員会の公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員)、使用者委員(企業役員等)が三者一組となって相談に応じます。
- ★労働者個人、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。



○労働者からの相談例

- ★最初に示された労働条件と実際とが違う
- ★身に覚えのない理由で解雇を言い渡された

○事業主からの相談例

- ★やむを得ず社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された
- ★通勤手当の見直しを申し入れたが、組合交渉が行き詰まった



◆労働相談開催日時

(やむを得ず日時を変更することがありますので、事前に電話や県ホームページ等によりお確かめください。)

開催日	相談時間	開催日	相談時間
平成29年4月28日(金)	14:45～	10月27日(金)	14:45～
5月26日(金)			
6月23日(金)			
7月28日(金)			
8月25日(金)			
9月22日(金)			
平成30年1月26日(金)			
2月23日(金)			
3月23日(金)			

◆事前予約が必要です

10月は、「個別労働関係紛争処理制度周知月間」に合わせて行う労働相談会として、別途開催する予定です。(裏面を御覧ください)

裏面の「お申込み方法等」に御注意のうえ、御予約ください。

◆お申込み方法等について

◎お申込み方法

- ・電話により、事前にお申込みください。
- ・お申込みは、下記の滋賀県労働委員会事務局まで

◎お申込み期限

- ・各月の労働相談開催日の10日前（相談日の前の週の火曜日）まで

◎その他

- ・各回とも、先着順に受付させていただきます。
- ・電話でのお申込みの際に、相談内容についての簡単なあらましをお伺いします。
- ・お申込みの段階で、労働局等他の機関による処理が望ましいと判断されるものは、該当機関への相談をお勧めすることがあります。

◆開催場所

滋賀県労働委員会
(県庁東館5階)
大津市京町四丁目1-1



※ 来庁者用駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

◇10月開催の労働相談会について

10月には、「個別労働関係紛争処理制度周知月間」に合わせた労働相談会を県内各地の会場で開催する予定です。詳細が決まりましたら別途お知らせします。

こちらの相談会もぜひ御利用ください。

◆事前予約・お問い合わせ先◆

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階

TEL: 077-528-4473 (受付時間8:30~17:00)

FAX: 077-528-4972

e-mail: le00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/1/roi/>

雇用のトラブルで困ったら、まずはお気軽に事務局までお問い合わせください！